

第 8 次鳥取市総合計画の策定に関する基本方針

1 趣 旨

平成 13 年度に策定した「第 7 次鳥取市総合計画」の期間（基本計画）が平成 17 年度で終了することから、平成 18 年度から平成 22 年度までを期間（基本構想の期間は平成 27 年度までの 10 年間）とする新たなまちづくりの方向を示す「第 8 次鳥取市総合計画」（以下「8 次総」という。）を策定することとする。

2 背景・留意事項

8 次総の策定に当たり、鳥取市を取り巻く重要な事項として、次の点を踏まえて作業に当たるものとする。

- (1) 「市民の立場に立つ」「市民生活を大切にする」「まちに魅力と活力を」を、市政運営の基本的な考え方として踏まえ、市政への市民参画を積極的に進め、市民活動を支援することなど、市民と行政との「協働」により、様々な市政課題へ取り組む。
- (2) 平成 16 年 1 月 1 日の 9 市町村合併により、強固な行財政基盤を確立しながら多様な行政サービスを提供するとともに、今後一層激化する都市間競争の中で、山陰の発展をリードする 20 万特例市として、「夢があり誇りのもてる 20 万都市」を目指し、新市として一体感のあるまちづくりを進める。
- (3) 三位一体の改革をはじめとする国と地方を通じた行財政の構造改革、道州制の動き、地方分権の推進など、社会経済情勢の変化に対応できる自立した自治体として、新たな取り組みを進める必要がある。
- (4) 社会的な傾向である少子化・高齢化、高度情報化、国際化の進展などに対する継続的な事業展開を行うとともに、今後、新エネルギー・省エネルギー対策、ゴミの減量化・再資源化といった資源循環型社会への対応や、新たな可燃物処分場の建設、安全な水道水の提供のための浄水場建設にも取り組む必要がある。
- (5) 本年新潟県を襲った「新潟県中越地震」は、「阪神淡路大震災」（平成 7 年 1 月）以来の大規模な地震災害であり、また、台風 23 号による兵庫県円山川堤防決壊は、豊岡市に予想を越える被害を及ぼした。これら甚大かつ深刻な自然災害の発生を踏まえ、また「自助」「共助」「公助」の考え方に沿って、改めて合併後の 20 万市民の安全を守る「防災体制」の再編強化を検討すべきである。
- (6) 計画期間中には、新直轄方式で整備が進められている「中国横断自動車道姫路鳥取線」と「山陰自動車道（鳥取～青谷間）」の事業進展が見込まれ、本高速道路の供用開始により、本市と京阪神・山陽地域等との人的交流及び物的流通が活発化し、本市の地域づくりに大きな影響を及ぼすものと思われる。
- (7) 全市的な CATV 網の整備完了（平成 18 年 3 月）、地上デジタルテレビ放送の開始（鳥取市は 18 年 10 月予定）により高度情報通信網の整備が急速に進み、今後の市民生活に様々な影響を及ぼし、また、新たな行政サービスの展開が可能となる。

3 第 8 次鳥取市総合計画の特性

- (1) 合併後の新鳥取市として最初の総合計画であること。
過去の計画にこだわらず「新しい鳥取市の計画」という認識のもと、新しい発想に

立って、策定作業を進める。

旧町村地域も含めた新市全体の発展を図るものであること。

合併直後の計画であり、新市の一体性の確保を推進するものであること。

「20万特例市」への昇格を踏まえた計画であること。

- (2) 「新市まちづくり計画」で示された、
「まちづくりの基本理念」である「個性」「連携」「飛躍」
「新市の将来像」である「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」
をそれぞれ継承し、より詳細かつ具体化する計画であること。
- (3) 「市民と行政との協働」を基調にし、20万鳥取市民の意見を計画に反映する市民
参画型の計画とすること。策定後の総合計画が、市民にとって行政とともにまちづく
りを行う指針となるような内容とすること。
- (4) 計画に盛り込む施策・事業については、行政評価システムを導入し、各施策の事業
効果について継続的に検討を行うとともに、「マニフェスト」の手法を取り入れ、可能
な限り数値目標、期限等を明示し、市民にわかりやすい計画とすること。また、厳し
い財政状況を踏まえ、事業の“選択と集中”を基本に「総合的かつ戦略的な計画」と
すること。
- (5) その他
構造改革特区の活用等、新しい行政展開の手法について積極的に検討する。
国、県、関係機関と連携し、関係計画・諸事業との調整を図る。
文章は出来るだけ少なくし、図式化等により分かりやすく表現する。

4 合併協議及び「新市まちづくり計画」との関係

- (1) 8次総においては、合併協定により確認した2,272項目の事務事業調整事項を盛
り込むものとする。
- (2) 「新市まちづくり計画」は、合併協議の中で各市町村の総合計画の上位計画と位置
づけられていることから、8次総は、「新市まちづくり計画」を継承し、新市の発展
策について、より詳細かつ具体的な施策・事業を定めるものとする。

5 第8次総合計画の構成と内容

8次総は、次の「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成する。

【基本構想】(地方自治法第2条4項に基づく議会議決部分)

平成18年度から平成27年度までの10年間を展望し、基本的な目標、課題及
び政策並びに財政計画(10年間)を明らかにするとともに、人口・経済等の主な
指標を示す。

「新市まちづくり計画」で示された「夢のある20万都市づくりビジョン」を位
置付ける。

広域交流観光の展開

情報先進都市の実現

環境ビジネスの創出

人材誘致・定住対策の促進

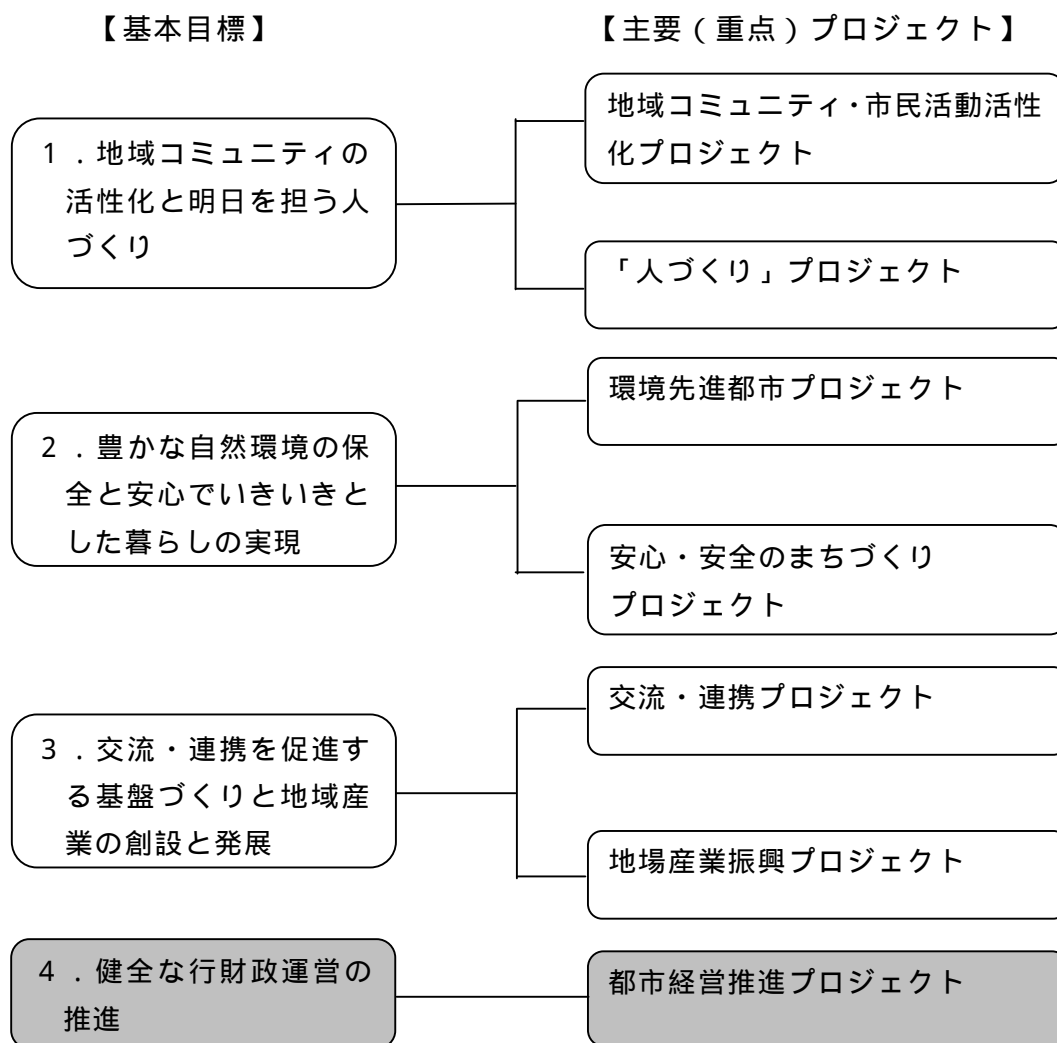
子育て・教育先進都市の実現

人権尊重都市の実現
地域文化の振興
新たな農林水産業の振興
防災・防犯対策の強化

【基本計画】

平成18年度から平成22年度までの5年間について、基本構想に示されたまちづくりの方針に沿って、それぞれの目標を達成するための主要な施策を明らかにする。

「新市まちづくり計画」で示された「基本目標」及び「主要プロジェクト」(8次総では、「重点プロジェクト」)とする。



網かけ部分は、「新市まちづくり計画」に挙がっていない項目

(地域毎(4ブロック)の振興施策(事業)を取りまとめた「地域計画」の作成についても検討する。)

【実施計画】

基本計画期間中の向こう3ヵ年について、基本計画に示された主要な施策の具体的な内容を明らかにする。

毎年ローリング（事業内容等の精査・見直し）を行い、行政評価システムの導入とも調整しながら、各種事務事業の進行管理を行う内容とする。

6 策定体制

(1) 庁内体制

市各幹部を構成員とする「鳥取市第8次総合計画策定幹部会議」（略称「8次総策定幹部会議」）において、計画全体の協議と進行管理を行う。

各部の主管課長（11人）及び総合支所長（8人）による「鳥取市第8次総合計画策定プロジェクトチーム」（略称「8次総プロジェクトチーム」）を設置して、8次総策定幹部会議に提案する計画素案を作成する。

若手職員の意見も反映させるため、係長以下の職員の希望者等による「鳥取市第8次総合計画策定職員ワーキンググループ」（略称「8次総職員ワーキング」）を設置する。

庁内LAN・ライブラリ等を活用し、情報の共有を図りながら進める。職員提案を募集するほか、職員アンケートを実施する。

実施計画と長期財政計画とを連動させるため、財政課と連携する。

地域の現状の把握（風土資産調査等）、地域計画の策定補助及び地域審議会の対応等のため、総合支所と連携を図りながら進める。

(2) 審議機関

「鳥取市総合企画委員会」へ諮問し、審議のうえ答申を頂く。

- ・ 常任委員は15人、臨時委員は8人程度を予定。
- ・ 常任委員は、学識経験者及び各分野の代表で組織する。
- ・ 臨時委員は、各分野の代表及び公募委員（地域性に配慮する）で組織する。

(3) 市民参画事業

まちづくりに対する市民の意向を把握する「市民アンケート調査」（4,000人）を実施する。（17年1月）

地域特有の自然、歴史、文化、特産物等を調査する「風土資産調査」を行う。（17年1月～）

総合案内、総合支所、地区公民館等にチラシを置き、また、ホームページ等により意見・提言の募集を行う。また、総合企画委員会において検討、審議された基本構想（案）、基本計画（案）をパブリックコメントにかけ、最終の計画案を取りまとめる。総合計画策定における市民委員会として、市民（公募）による「鳥取市総合計画策定市民ワーキンググループ」（略称「市民ワーキング」）を設置し、計画の策定段階からプロジェクトチーム（7部会）と協働して計画策定に当たる。（7グループ各5人。計35人。）

まちづくり活動者、NPO団体、大学生等の青年層を主として構成する「まちづくりワークショップ」を開催し、自由闊達な意見・提言を受ける。

小学生を対象とする「子ども作文募集」を行い、子どもの考え方や夢のある意見等を集め、計画策定の資料とする。

パブリックコメント時に「まちづくりフォーラム」を開催し、市民からの意見を聴取するとともに、計画に対する市民の理解と意識の高揚を図る。

基本構想素案策定時の地区説明会、「地域づくり懇談会」での説明、出前説明会などにより意見の聴取のほか、「地域審議会」からの意見・提言を計画に反映する。

「市政懇話会」、各界各種団体等からの意見・提言を計画に反映する。

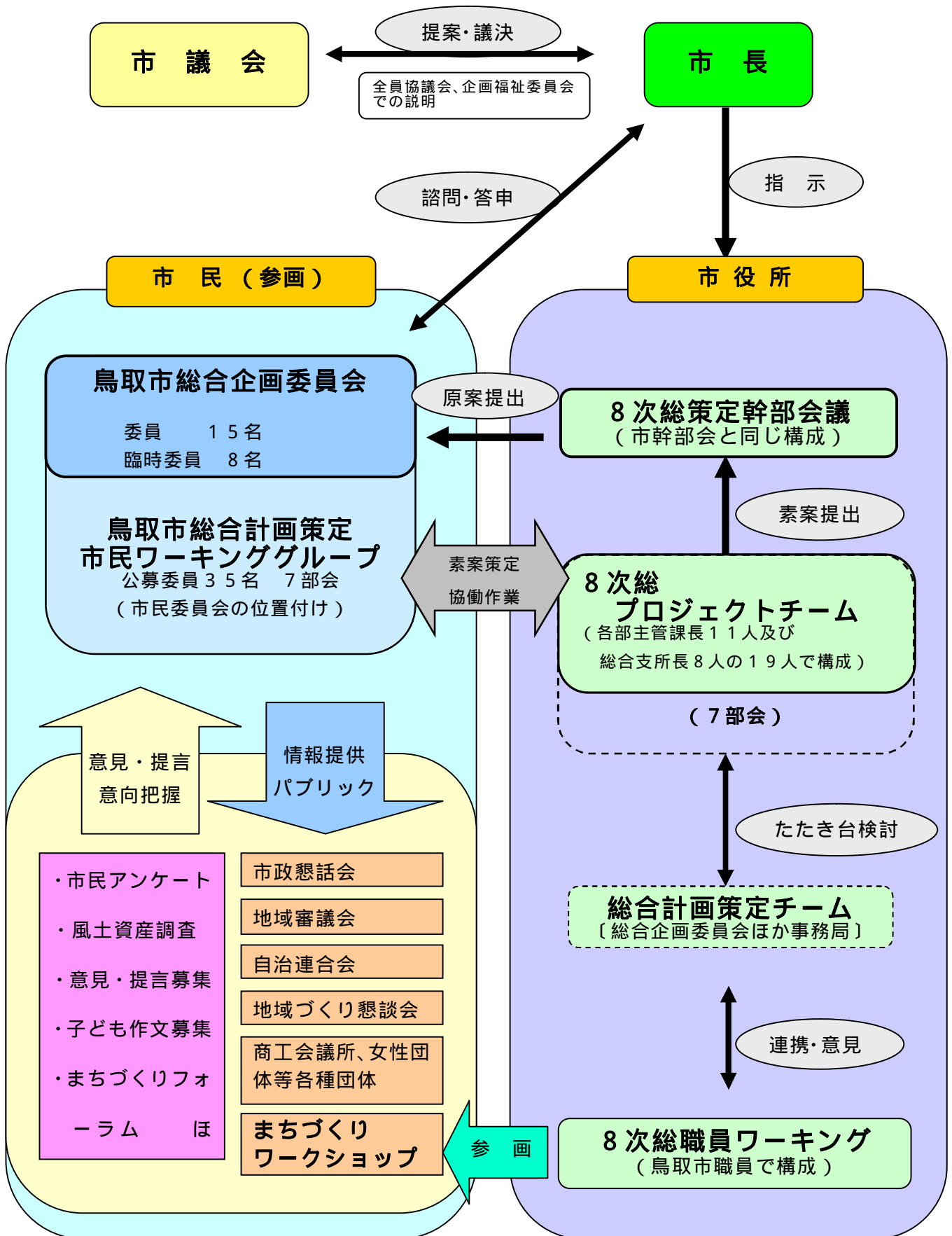
大学等の高等教育機関との連携を充実させる。(総合政策調査案件の委託を検討する。)

総合計画専用の「電子市民会議室」を設置し、各委員会の構成員のほか、広く市民・職員の情報の共有化を図る。

7 策定スケジュール

- (1) 「総合計画策定チーム」が総合的な窓口となり、年内に諸準備を行い、平成17年1月から本格的な策定業務に入る。同年12月末には、総合企画委員会から答申を頂き、平成18年3月市議会定例会に提案する。
- (2) 市民参画事業のほか、随時、市報、支所だより、ホームページ、CATVなどの様々な広報媒体を通じて、積極的な情報の提供と共有化に努める。
- (3) 平成17年国勢調査の速報値が出されるのは平成17年11月末であり、最終段階で人口フレームを変更する必要がある。

総合計画策定の流れ・組織体制 (案)



総合計画策定：市民参画事業（案）

番号	市民参画事業名	内 容
	市民アンケート調査	<p>総合計画の基礎資料とするための市民意識調査 今までの総合計画時のアンケートと対比をしながら、市民の意向などを把握する。 各地域（旧町村）の意識調査を分析する。 年齢、男女等の意識調査を分析する。 標本数4,000人（15歳～80歳） （旧鳥取市2,000人、旧町村2,000人） *市町村合併アンケート（H15年4月）も参考にする。</p>
	風土資産調査事業	<p>新鳥取市民も含めた地域住民に新鳥取市域の風土資産を認識していただくため、既存の資産を拾い出し、その資産を整理・検証しながら、新鳥取市の地域イメージ（ブランド）をつくる。戦略的な観光情報発信に活用する。</p>
	意見・提言募集	<p>総合計画の基本構想策定前の一定期間、市民から意見・提言を募集する。 随時、意見・提言をいただくとともに、計画素案に対するパブリックコメントを行う。</p>
	総合計画策定市民ワーキンググループ	<p>総合計画策定における市民委員会として、市民（公募）により設置する。 35人（7グループ）に分け、計画の策定段階からプロジェクトチームと協働して計画策定に当たる。</p>
	まちづくりワークショップ	<p>まちづくり活動者、NPO、学生など青年層の方（公募の予定）に参加していただき、ワークショップ方式により行う。 50人程度（職員ワーキンググループ20名を含む。）</p>
	子ども作文募集	<p>次代を担う小学生（5・6年生）を対象に作文募集する。</p>
	まちづくりフォーラム	<p>地域づくりに対する市民の理解と意識の高揚を図る。 （パブリックコメント時）</p>
	住民への説明	<p>基本構想素案時等に各地区説明会 地域づくり懇談会での説明 出前説明会、ミニフォーラム等を行う。</p>
	各種団体等からの意見聴取	<p>基本的に、各種団体から総合計画に対する提言をまとめていただく。 各県人会など外から見た鳥取市という観点でも意見募集を行う。</p>